区部の有機フッ素化合物検出状況 ①
（令和8年度）

都内給水栓水（蛇口）及び浄水所・給水所の水質検査結果

・配水系統ごとに、水質を監視する計器を都内131ヶ所（多摩地区84か所、区部47か所）に設置しています。
・計器が設置されている蛇口から採水した水道水と浄水所・給水所等（浄水施設）の原水及び浄水の水質検査結果です。

市町名	給水栓No.	給水栓の所在地	代表浄水場（所）
文京区	1	本郷二丁目	朝霞浄水場
品川区	2	東品川三丁目	金町浄水場
大田区	3	南六郷一丁目	三郷浄水場
	4	西馬込二丁目	長沢浄水場
	5	鵜ノ木三丁目	三郷浄水場
	23	南雪谷五丁目	長沢浄水場
世田谷区	6	玉川田園調布一丁目	長沢浄水場
	7	鎌田二丁目	長沢浄水場　砧下浄水所
	8	祖師谷二丁目	朝霞浄水場
	9	岡本二丁目	長沢浄水場　砧下浄水所
	10	桜丘二丁目	朝霞浄水場
	11	野沢一丁目	砧下浄水所　朝霞浄水場
北区	12	赤羽台三丁目	朝霞浄水場　三園浄水場
	18	浮間二丁目	三園浄水場
渋谷区	13	恵比寿西一丁目	三郷浄水場
港区	14	南青山一丁目	三郷浄水場　朝霞浄水場
	22	海岸一丁目	朝霞浄水場
目黒区	15	目黒本町二丁目	朝霞浄水場　長沢浄水場
豊島区	16	西池袋二丁目	朝霞浄水場　三郷浄水場
千代田区	36	六番町	朝霞浄水場　三郷浄水場
板橋区	17	前野町四丁目	三郷浄水場

市町名	給水栓No.	給水栓の所在地	代表浄水場（所）
練馬区	19	田柄二丁目	三郷浄水場
	20	大泉学園町四丁目	三郷浄水場
杉並区	21	西荻北二丁目	朝霞浄水場
	24	成田東四丁目	三郷浄水場
中野区	25	中野一丁目	朝霞浄水場　三郷浄水場
	38	上高田五丁目	三郷浄水場
新宿区	26	戸山三丁目	朝霞浄水場　三郷浄水場
	27	西新宿二丁目	朝霞浄水場　三郷浄水場
中央区	28	勝どき六丁目	金町浄水場
	43	日本橋浜町三丁目	朝霞浄水場
	47	晴海一丁目	金町浄水場
葛飾区	29	西水元四丁目	三郷浄水場
	35	西新小岩二丁目	金町浄水場
江東区	30	新砂一丁目	金町浄水場
	32	南砂四丁目	金町浄水場
	44	青海二丁目	金町浄水場
	45	豊洲二丁目	金町浄水場
墨田区	31	千歳二丁目	金町浄水場
	37	立花五丁目	金町浄水場
江戸川区	33	臨海町三丁目	金町浄水場
	34	東瑞江一丁目	金町浄水場
足立区	39	新田一丁目	金町浄水場
	41	入谷一丁目	金町浄水場
	46	西綾瀬四丁目	金町浄水場
荒川区	40	南千住六丁目	金町浄水場
台東区	42	上野公園	朝霞浄水場

① 住所ごとの給水栓No.は、こちらのページで検索することができます。
https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suigen/keitou/
なお、配水系統は工事等により変わることがあります。

② 給水栓ごと、浄水施設ごとの水質検査結果は次項以降に示しています。

区部の給水栓水（蛇口）の水質検査結果　②
（PFOS及びPFOA の合計：令和8年度実施）

有機フッ素化合物に関する基準値

・PFOS及びPFOAの合計については、水質基準項目として給水栓水（蛇口）において、基準値（合算で50ng/L）が設定されています。

（単位：ng/L）

区	給水栓No.	代表浄水場（所）	PFOS及びPFOAの合計（基準値：合算で50ng/L）			
			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
文京区	1	朝霞浄水場	<5	<5		
品川区	2	金町浄水場	<5	<5		
大田区	3	三郷浄水場	<5	<5		
	4	長沢浄水場	<5	<5		
	5	三郷浄水場	<5	<5		
	23	長沢浄水場	<5	<5		
世田谷区	6	長沢浄水場	<5	<5		
	7	長沢浄水場　砧下浄水所	<5	<5		
	8	朝霞浄水場	<5	<5		
	9	長沢浄水場　砧下浄水所	<5	<5		
	10	朝霞浄水場	<5	<5		
	11	砧下浄水所　朝霞浄水場	<5	<5		
北区	12	朝霞浄水場　三園浄水場	<5	<5		
	18	三園浄水場	<5	<5		
渋谷区	13	三郷浄水場	<5	<5		
港区	14	三郷浄水場　朝霞浄水場	<5	<5		
	22	朝霞浄水場	<5	<5		
目黒区	15	朝霞浄水場　長沢浄水場	<5	<5		
豊島区	16	朝霞浄水場　三郷浄水場	<5	<5		
千代田区	36	朝霞浄水場　三郷浄水場	<5	<5		
板橋区	17	三郷浄水場	<5	<5		
練馬区	19	三郷浄水場	<5	<5		
	20	三郷浄水場	<5	<5		
杉並区	21	朝霞浄水場	<5	<5		
	24	三郷浄水場	<5	<5		

（単位：ng/L）

区	給水栓No.	代表浄水場（所）	PFOS及びPFOAの合計（基準値：合算で50ng/L）			
			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
中野区	25	朝霞浄水場　三郷浄水場	<5	<5		
	38	三郷浄水場	<5	<5		
新宿区	26	朝霞浄水場　三郷浄水場	<5	<5		
	27	朝霞浄水場　三郷浄水場	<5	<5		
中央区	28	金町浄水場	<5	<5		
	43	朝霞浄水場	<5	<5		
	47	金町浄水場	<5	<5		
葛飾区	29	三郷浄水場	<5	<5		
	35	金町浄水場	<5	<5		
江東区	30	金町浄水場	<5	<5		
	32	金町浄水場	<5	<5		
	44	金町浄水場	<5	<5		
	45	金町浄水場	<5	<5		
墨田区	31	金町浄水場	<5	<5		
	37	金町浄水場	<5	<5		
江戸川区	33	金町浄水場	<5	<5		
	34	金町浄水場	<5	<5		
足立区	39	金町浄水場	<5	<5		
	41	金町浄水場	<5	<5		
	46	金町浄水場	<5	<5		
荒川区	40	金町浄水場	<5	<5		
台東区	42	朝霞浄水場	<5	<5		

<5 ：検査結果が定量下限値である5ng/L未満であることを表します。

区部の浄水場（所）（原水･浄水）の水質検査結果
（PFOS及びPFOAの合計：令和8年度実施）

③

有機フッ素化合物に関する基準値については、給水栓水（蛇口）において定められています。

（単位：ng/L）

No.	浄水場（所）		PFOS及びPFOAの合計							
			4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
			原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
1	金町浄水場		<5	<5	<5	<5				
2	三郷浄水場		<5	<5	<5	<5				
3	朝霞浄水場		<5	<5	<5	<5				
4	三園浄水場		<5	<5	<5	<5				
5	東村山浄水場	１急系	<5	<5	<5	<5				
		２急系	<5	<5	<5	<5				
6	小作浄水場		<5	<5	<5	<5				
7	境浄水場		<5	<5	<5	<5				
8	砧浄水場		18	9	19	8				
9	砧下浄水所		23	18	21	15				
10	長沢浄水場		<5	<5	<5	<5				

<5 ：検査結果が定量下限値である5ng/L未満であることを表します。